

第九管区海上保安本部公示第39号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月29日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 （公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所

住 所 新潟県新潟市中央区文京町14 番13 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 新潟海岸（下図に示すとおり）

期 間 許可日から令和8年10月10日 までのうち16日間

3 水路測量の実施方法

DGNSSにより測位し、音響測深機及び航空レーザによる測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

